

信州大学社会基盤研究所と一般社団法人長野県 ディープラーニング協会の包括的連携に関する協定書

信州大学社会基盤研究所と一般社団法人長野県ディープラーニング協会は、次のとおり包括的連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、双方の資源を有効に活用することにより、長野県内のAI産業の発展と、AI人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 教育・人材育成に関すること
- (2) AI技術の研究に関すること
- (3) 地域のAI産業の振興及び地域社会の活性化への貢献に関すること
- (4) その他両者が必要と認める事項

(連携協議会)

第3条 前条各号に掲げる事項を円滑に推進するため、必要に応じて連携協議会を設置することができる。

(秘密等の保持)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

(その他)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年2月27日

信州大学社会基盤研究所長

一般社団法人長野県ディープラーニング協会
代表理事



